



山口市

報道資料

令和4年2月4日

1 件名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について
2 内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、令和3年11月に閣議決定された国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、生活・暮らしの支援を受けられるよう住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円の現金を給付します。</p> <p>(1) 対象者・手続方法</p> <p>①住民税非課税世帯</p> <p>基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。</p> <p>市から対象世帯に対し「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付要件確認書」を送付します。確認書記載項目を確認いただき、必要事項をご記入の上返送していただきます。</p> <p><u>本日、約20,000世帯に「確認書」を送付いたします。</u></p> <p>②家計急変世帯</p> <p>①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯</p> <p>令和4年9月30日までに申請書により支給申請をしていただくようになります。</p> <p><u>申請書による支給申請を受け付けます。(要事前予約)</u></p> <p>※①、②ともに住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます</p> <p>(2) 支給額</p> <p>1世帯当たり10万円（1回のみ）</p> <p>(3) 振込予定日</p> <p>確認書及び申請書を受理してから2週間後</p> <p>(4) お問い合わせ対応</p> <p>臨時特別給付金コールセンターを設置（1月24日～）</p> <p>083-902-3100 平日8時30分から17時15分（土日祝日は除く）</p>
3 問い合わせ	山口市健康福祉部地域福祉課 TEL 083-934-2790 内線2811

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

必ずお読み
ください

● 臨時特別給付とは ●

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、
様々な困難に直面した方々に対し、生活・暮らしを
支援する給付金です。



● 給付額 ●

1世帯あたり10万円

● 受給者 ●

給付対象者が属する**世帯主**

手続き方法や
支給方法等の
詳細は
裏面をご確認
ください

山口市ウェブサイト 「住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金について」ページ



【住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金】に関する
振り込め詐欺や**個人情報**の**詐欺**にご注意ください。

ご自宅や職場などに山口市から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動
預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合には**すぐに山口市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。**



山口市住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

TEL.083-902-3100

受付時間/8:30~17:15(土日祝日除く)

給付対象者手続き方法

給付対象者

- 1 基準日(令和3年12月10日)時点において、世帯全員の令和3年度分の**住民税均等割が非課税**である世帯

【プッシュ型給付】確認書による給付

給付対象世帯には、給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。中身を確認して、**返信**してください。

(世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から山口市にお住まいの場合)

提出期限 確認書を発送してから3ヵ月以内

※世帯の中に、令和3年1月2日以降に山口市に転入した方がいる場合は、申請が必要ですので、お問い合わせください。

- 2 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、**①**と同様の事情にある世帯(家計急変世帯)

【申請に基づく給付】

臨時特別給付金の受け取りは**申請が必要**ですので、お問い合わせください。※申請される時には、事前予約が必要です。

年間収入額(令和3年1月以降の任意の1ヵ月收入×12月) ≤ 非課税限度額相当額
年間所得額(令和3年中の年間所得)

※世帯全員分の確認が必要です。

申請期間 令和4年2月7日(月)～令和4年9月30日(金) 土日祝日除く
(8時30分～17時15分)

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



注意事項

- ※**①②**ともに住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象となりません。
- ※確認書及び申請書の期限までに、提出及び申請が行われなかった場合、非課税世帯等給付金を受けることを辞退したとみなすこととなりますのでご注意ください。

支給方法

口座振込

※口座をお持ちでない方は、支給方法についてお問い合わせください。

支給日

確認書を受理した日から
申請書を受理した日から
概ね2週間後に指定口座に振込予定